

雇用保険法（港湾労働法関係部分）及び港湾労働法の改正の概要

1 雇用保険法（平成19年度施行）

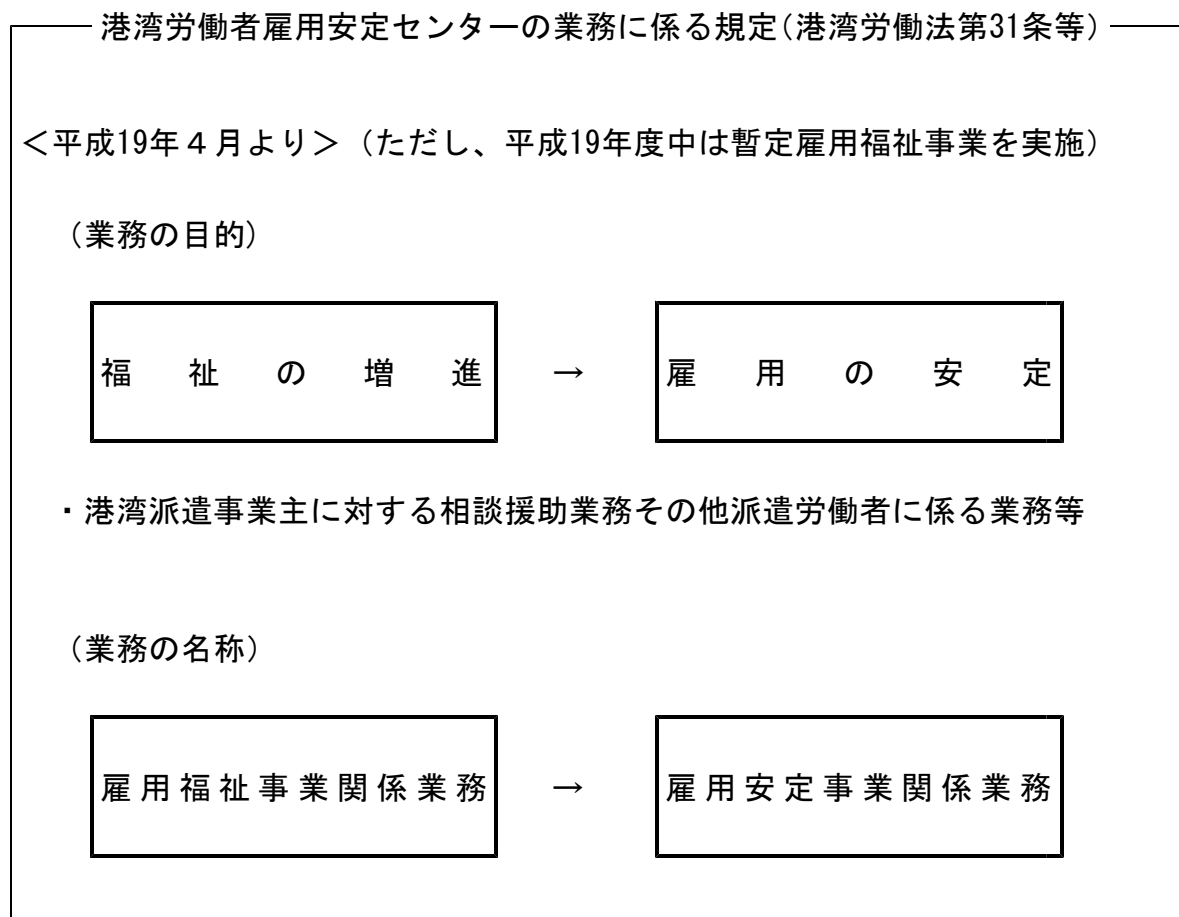
- (1) 雇用福祉事業（第64条）を廃止
- (2) 雇用福祉事業の経過規定として、法附則において暫定雇用福祉事業を実施（以下のいずれかに当てはまる事業）
 - ① 廃止前の申請・行為に基づく助成などを経過的に行う必要がある事業
 - ② 激変緩和の観点等から時限的に残る事業

※ なお、雇用安定事業等に係る雇用保険料率は、0.35%（18年度）→0.30%（19年度）
（予定）

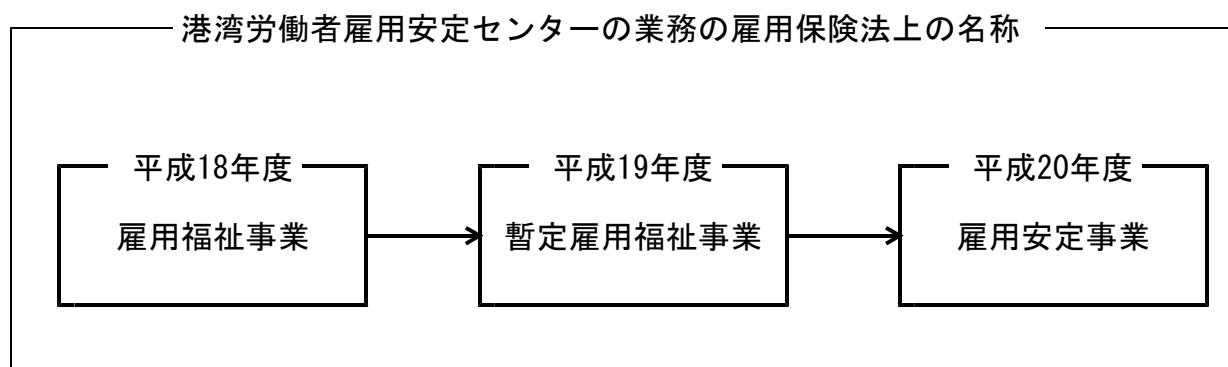
2 港湾労働法（平成19年度施行）

- (1) 雇用福祉事業の廃止に伴い、現在、港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業として行っている業務については、今後、雇用安定事業で行うこととし、港湾労働法第31条（港湾労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施）等の港湾労働者雇用安定センターに係る規定中、雇用福祉事業に係る条文を改正（参考1）
- (2) 雇用福祉事業関係業務については、1(2)②に該当することから、平成19年度については雇用福祉事業関係業務を引き続き行えるように経過措置を規定（雇用保険法附則）（参考2）

(参考1)



(参考2)



港湾労働者雇用安定センター（港湾労働安定協会）に係る予算案について

(18年度)		(19年度)
4. 1億円	→	4. 1億円
<雇用福祉事業>		<暫定雇用福祉事業>

(行っている業務)

- ・ 港湾労働者派遣事業に関する情報の収集、整理及び提供
- ・ 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約についてのあっせん
- ・ 港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談
- ・ 港湾労働者に対する訓練